

令和4年度（2022年度）

公益財団法人小林財団外国人留学生奨学生募集要項

（一般奨学金）

1. 応募資格

- （1）日本以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生
- （2）大学の学部又は大学院に在学する者で、2022年4月1日現在、35歳以下の者
- （3）修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者（ただし、月額5万円以下の奨学金受給は可）
- （4）学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- （5）日本語による意思伝達が可能である者（日本語能力試験2級程度以上）
- （6）国際理解と国際友好親善に寄与できる者
- （7）奨学生交流会（年3回を予定。うち1回は研修旅行）に出席できる者

2. 新規募集人員 20名程度（財団の年間奨学生55名）

3. 対象学年

学部学生の場合：2022年4月現在、3年次生以上（6年制学部、5年次生以上）に在学する者

大学院学生の場合：2022年4月現在、正規生として在学する者
ただし、所定の必要最小限の修業年限内の者（いわゆる留年なし）を原則とする。

4. 奨学金 学部生 月額15万円 大学院生 月額18万円

5. 奨学金支給期間

学部学生、大学院学生ともに、支給開始年度から在学課程最終年度まで、すなわち、学部及び修士（博士前期）課程学生は2年間、博士（博士後期）課程学生は3年間を原則とする。

ただし、学部及び修士課程の最上級年次の奨学生は、原則として1年間とするが、上級課程に進学した場合は、それぞれ最長2年間又は3年間の範囲内で継続が可能。

6. 募集方法

大学を通じて募集する。

7. 応募の手続き

次の書類を揃え、在学する大学において指定する日までに、大学の事務局に提出する。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式）
- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 身上書（所定の様式）
- (4) 在学証明書（大学院各課程入学予定者は、合格通知書（入学許可書）の写し）
- (5) 在留カードの写し（住所、氏名、在留資格の確認）
- (6) 成績証明書：直前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等
- (7) 推薦書（学部長、研究科長又は指導教員による封緘書）

用紙は、A4サイズで1頁

8. 選考及び決定

推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考を経て、理事会が奨学生を決定する。

採用決定者については、4月下旬、大学及び本人に通知する。

9. 奨学金の支給の停止又は打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがある。

- (1) 一月以上病気等により又は理由なく長期欠席したとき
- (2) 休学又は外国へ留学したとき
- (3) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 病気その他の理由により成業の見込みがないとき
- (6) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (7) 無断で奨学生交流会を欠席したとき
- (8) 妊娠、出産等で学業が一時継続できなくなると判断されるとき
- (9) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (10) 本財団又は本財団の支援企業（者）の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき
- (11) その他留学生としての資格を失ったとき

10. 報告書の提出

奨学生は、理事長から求めがあったときは、学習の状況（学業成績を含む。）及び生活状況について報告書を提出しなければならない。

11. 注意事項

この要項に記載してある事項について不明の点があれば、大学の事務局に照会すること。